

議案第16号

つくば市公告式条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和5年2月14日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市公告式条例の一部を改正する条例

つくば市公告式条例（昭和62年つくば市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（市長の定める規則の公布）

第3条 市長の定める規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び市長名を記入して市長印を押さなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規則の公布に準用する。

第4条の見出し中「規程」を「市長の定める規程」に改め、同条第1項中「規則」を「前条第1項の規則」に改め、同条第2項中「規程」の次に「の公表」を加える。

第5条の見出しを「（市の機関の定める規則の公布及び規程の公表）」に改め、同条中「前3条」を「第3条」に、「及び規程で公表を要するもの」を「の公布」に改め、「、第2条中「市長」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と」を削り、「前条」を「同条第1項」に、「当該機関名」を「当該機関の代表者

名」に、「当該機関印」を「当該機関の代表者印」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前条の規定は、前項の規則を除くほか、つくば市の機関（市長及び教育委員会を除く。）の定める規程で公表を要するものの公表に準用する。この場合において、同条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関の代表者名」と、「市長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関の代表者印」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### （提案理由）

市長等の規則を公布する際に、市長等の署名でなく記名押印により公布することができるようにするため、この条例案を提出するものである。

## つくば市公告式条例（昭和62年つくば市条例第1号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条・第2条（略）  <u>（市長の定める規則の公布）</u></p> <p>第3条 <u>市長の定める規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び市長名を記入して市長印を押さなければならない。</u></p> <p>2 <u>前条第2項の規定は、前項の規則の公布に準用する。</u>  <u>（市長の定める規程の公表）</u></p> <p>第4条 <u>前条第1項の規則を除くほか、市長の定める規程で公表を要するものは、公表の旨の前文、年月日及び市長名を記入して市長印を押さなければならない。</u></p> <p>2 <u>第2条第2項の規定は、前項の規程の公表に準用する。</u>  <u>（市の機関の定める規則の公布及び規程の公表）</u></p> <p>第5条 <u>第3条の規定は、つくば市の機関（市長及び教育委員会を除く。）の定める規則の公布 _____ に準用する。この場合において _____、同条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関の代表者名」と、「市長印」とあるのは「当該機関の代表者印」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2 <u>前条の規定は、前項の規則を除くほか、つくば市の機関（市長及び教育委員会を除く。）の定める規程で公表を要するものの公表に準用する。この場合において、同条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関の代表者名」と、「市長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関の代表者印」と読み替えるものとする。</u></p> <p>附則（略）</p>	<p>第1条・第2条（略）  <u>（規則に関する準用）</u></p> <p>第3条 <u>前条の規定は、規則に準用する。</u></p> <p><u>（規程 _____ の公表）</u></p> <p>第4条 <u>規則 _____ を除くほか、市長の定める規程で公表を要するものは、公表の旨の前文、年月日及び市長名を記入して市長印を押さなければならない。</u></p> <p>2 <u>第2条第2項の規定は、前項の規程 _____ に準用する。</u>  <u>（その他の規則及び規程の公表）</u></p> <p>第5条 <u>前3条の規定は、つくば市の機関（市長及び教育委員会を除く。）の定める規則及び規程で公表を要するものに準用する。この場合において、第2条中「市長」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と、前条 _____ 中「市長名」とあるのは「当該機関名 _____」と、「市長印」とあるのは「当該機関印 _____」と読み替えるものとする。</u></p> <p>附則（略）</p>